

## 令和5年度第2回青森市国民健康保険運営協議会 会議概要

**開催日時** 令和6年2月13日（火）19：00～19：50

**開催場所** 青森市役所駅前庁舎（アウガ）5階 男女共同参画プラザ 研修室

**出席委員** 工藤徳弘委員、野尻薫委員、 工藤育男委員、小谷健児委員  
成田昌穂委員、外館佳子委員、平田留美委員、鳥谷部牧子委員  
工藤達也委員、加藤宏臣委員、木村敏賢委員

<計11名>

**欠席委員** 山上秀夫委員、穴水由利子委員、船木昭夫委員、成田昭子委員

**事務局** 税務部長 横内修、税務部次長 柴田一史  
税務部国保医療年金課長 佐々木潤一  
保健部青森市保健所健康づくり推進課長 種市靖子  
浪岡振興部健康福祉課長 新宅雅之  
税務部納税支援課長兼納税相談センター所長 松本和久  
国保医療年金課主幹 小豆畑洋、国保医療年金課主幹 三上泰  
国保医療年金課主幹 坂本佳子、国保医療年金課主幹 齋藤優  
国保医療年金課主幹 佐々木晶  
保健部青森市保健所健康づくり推進課主幹 平井泉  
国保医療年金課主査 平井琢哉、国保医療年金課主査 横内智徳  
国保医療年金課主査 石村由佳子、国保医療年金課主査 花田公  
国保医療年金課主査 中山満美子、国保医療年金課主査 西村麻依子  
国保医療年金課主事 蝦名昇、国保医療年金課主事 佐々木真美  
国保医療年金課保健師 泉詩乃

<計20名>

- 会議次第**
- 1 開 会
  - 2 組 織 会
  - 3 報告案件
    - (1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）及び税率改定について
    - (2) 令和6年度青森市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて
    - (3) 令和6年度青森市国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて
    - (4) 第三期青森市国保データヘルス計画・第四期青森市特定健康診査等実施計画について
    - (5) 国民健康保険における健康保険証廃止後の被保険者資格確認について
  - 4 そ の 他
  - 5 閉 会

## 議事要旨

### 報告案件（１）令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）及び税率改定について

事務局から資料 1 について説明を行った。

#### 意見、質疑応答

##### ○委員

ただ今説明のあった令和 6 年度の当初予算と税率改定については賛成であるが、資料を拝見すると、予算の収支での対前年度の増減で大きな影響を受けているのは、収入では 1 款の国民健康保険税と 4 款の県支出金、支出では 2 款の保険給付費となっている。説明のとおり、県の支出金と保険給付費はほぼ連動していることを考えると、収入の国民健康保険税の見込みは大変重要と感じている。今回の予算案では財源の不足を補うべく、国民健康保険事業財政調整基金を 2 億 9,500 万円取り崩し、2 億 5,900 万円の残高見込みとなっている。令和 6 年度はこれでよいと思うが、団塊の世代が後期高齢者に移行するピークが令和 7 年度と言われている時に、令和 7 年度においても被保険者数の減少は見込まれ、それがまた収入減に繋がると思う。そうなってくると、基金の残高が不安である。一般会計に頼らない健全な財政が必要と考えるが、令和 6 年度はこれでよいとして、令和 7 年度の見直しに対する考えを聞かせてほしい。

##### ○事務局

令和 7 年度の見直しについては、今、御指摘のあったとおり基金の残額が半分ぐらいになっていると思うので、令和 6 年度の財政状況を踏まえるとともに、基金の額等を見据えてということになるが、令和 7 年度においては税率改定ということを検討する必要があるものと考えている。

### 報告案件（２）令和 6 年度青森市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて

事務局から資料 2 について説明を行った。

#### 意見、質疑応答

なし

### 報告案件（３）令和 6 年度青森市国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて

事務局から資料 3 について説明を行った。

#### 意見、質疑応答

なし

## 報告案件（４）第三期青森市国保データヘルス計画・第四期青森市特定健康診査等実施計画について

事務局から資料４について説明を行った。

### 意見、質疑応答

なし

## 報告案件（５）国民健康保険における健康保険証廃止後の被保険者資格確認について

事務局から資料５について説明を行った。

### 意見、質疑応答

#### ○委員

資格確認は令和６年１２月２日だけ確認するのか。それとも、年に何回か確認するのか。

#### ○事務局

資格確認については、基本的に１２月２日からは有効期限が切れていないものはそのまま現在の保険証も使用できるが、新たに加わった方などについては現在の健康保険証は交付しないこととなる。保険証の代わりに資格確認書というものに変わることである。マイナンバーカードで健康保険証の利用登録をしていればそれでよいが、利用登録をしていない方については、保険証も廃止されてしまうとそれに代わるものが必要となるので、今回、資格確認書ができるということである。資格確認書については、国のほうで有効期限を５年以内とし、各保険者が期間を定めることになるので、青森市で何年にするかはこれから決めていくが、有効期限が来たら更新して交付することとなる。

#### ○委員

例えば健康保険税を払わなければ多分資格が無くなると思うが、そういった場合にどのような救済措置があるのか伺いたい。

#### ○事務局

健康保険税を滞納し、ずっと支払わない悪質な方については、現在、短期資格証や資格証明書を発行しているが、それも今の健康保険証の廃止とともに制度としては無くなることになる。その代わりに、特別療養費の支払いということで、窓口負担額が一旦１０割になり、医療機関に対し「この方が来たら、病院のほうで取ってください。」ということになる。こういった方は、１０割を一旦医療機関に支払いすることになるが、支払い後に国民健康保険の加入者であれば保険者である国保の窓口に来てもらい、７割分などの本来の保険給付費を償還払いする。これにより、滞納者と保険者の接触の機会がつけられ、そこで分割納付にするといった話ができる仕組みになっている。

## その他の案件について

事務局から当協議会の開催時間帯を夜間から日中に見直すことについて、他都市の協議会及び本市の他の附属機関の状況を調査し、検討したが、これまでどおり夜間の開催としたいとの説明を行った。

### 意見、質疑応答

なし